

大阪府自動車による食品営業取扱要綱及び  
大阪府露店による食品営業取扱要綱の一部改正案について（概要）

1 改正の趣旨

自動車及び露店（以下「自動車等」という。）による移動食品営業については、営業所所在地を管轄する自治体ごとに、食品衛生法（以下「法」という。）第 55 条第 1 項の許可（以下「営業許可」という。）が必要なため、大阪府（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の所管区域や、指定都市及び中核市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市。以下「指定都市等」という。）の所管区域の中でまたがって営業する場合は、営業を行うそれぞれの自治体ごとに営業許可を受ける必要があります。

今般の法の一部改正に伴って発出された厚生労働省通知（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号）では、自動車による移動食品営業の許可について、「関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い等について調整（以下「各種調整」という。）がなされている場合は、営業車の属する主たる固定施設の営業所等所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行う取扱いとして差し支えない」旨が示されており、全国の複数自治体において露店営業も含め当該通知に基づく取扱いがなされているところです。

これらを踏まえ、同一の施設基準を適用する大阪府及び指定都市等（以下「関係自治体」という。）の間で各種調整を実施し、関係自治体のいずれかで営業許可を受けた自動車等が、関係自治体の所管する全ての区域で営業を認める旨の規定を整備するため、大阪府自動車による食品営業取扱要綱及び大阪府露店による食品営業取扱要綱について必要な改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 大阪府自動車による食品営業取扱要綱

ア 関係自治体の間で各種調整内容を書面で取り決めた上で、指定都市等において営業許可を受けた自動車も、大阪府の所管する区域で営業を認める旨の規定を要綱に追加することとします。

イ 上記アの規定の適用は、令和 3 年 6 月 1 日以降に関係自治体のいずれかの自治体で営業許可を受けた自動車について適用することとします。

ウ その他所要の規定の整備を行います。

(2) 大阪府露店による食品営業取扱要綱

ア 関係自治体の間で各種調整内容を書面で取り決めた上で、指定都市等において営業許可を受けた露店も、大阪府の所管する区域で営業を認める旨の規定を要綱に追加することとします。

イ 上記アの規定の適用は、令和 3 年 6 月 1 日以降に関係自治体のいずれかの自治体で営業許可を受けた露店について適用することとします。

ウ その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日（予定）

4 意見受付期間

令和3年11月12日から令和3年12月11日まで

5 結果公表日

令和3年12月下旬（予定）